

## 成績評価に係る試験に関する規定

### 【徳島医療福祉専門学校 学則 ※抜粋】

#### (細則)

第 30 条 成績評価の方法及び進級基準その他前 4 条の規定に関し必要な事項は、別に履修規程において定める。

### 【徳島医療福祉専門学校 履修規程 ※抜粋】

#### (定期試験)

第 15 条 定期試験は授業科目について前期末及び後期末に行う。

2 前項の規定に関わらず、実習、実技等の授業科目については、実習の成果、実技試験、履修状況のみをもって授業評価を行い、定期試験を行わないことがある。

第 17 条 定期試験の方法は、筆記試験による。ただし、授業科目によっては、課題提出をもって試験に代えることがある。

#### (定期試験の担当者、時間)

第 18 条 定期試験は、授業科目担当教員が実施する。試験時間は総合理学療法学、総合作業療法学以外の科目は 90 分とする。総合理学療法学、総合作業療法学の試験時間は午前 170 分、午後 150 分の計 320 分とする。

#### (定期試験の受験資格)

第 19 条 定期試験は、試験実施時に在学している者が、出席時数が授業時数の 3 分の 2 に達した授業科目についてのみ受験資格を有する。

#### (追試験)

第 22 条 第 4 章に規定する定期試験を受験できなかった者に対し、1 回に限って追試験を実施することがある。

#### (追試験の担当者、時間)

第 25 条 追試験は、授業科目担当教員が実施する。試験時間は総合理学療法学、総合作業療法学以外の科目は 60 分とする。総合理学療法学、総合作業療法学の試験時間は午前 170 分、午後 150 分の計 320 分とする。

#### (追試験の受験資格)

第 26 条 追試験を受験することができる者は、次の各号の一に該当する者で、授業科目担当教員及び校長が正当であると認めた者に限る。

(1)病気、怪我等のため、登校できなかった者

(2)第 6 条に規定する公欠の適用に該当する事実のあった者

2 故意に定期試験の受験を忌避したと認められる者には、追試験の受験資格を認めない。

#### (追試験の受験手続)

第 27 条 追試験の受験資格を有し、この受験を希望する者は、所定の追試験・再追試験受験願を試験実施の前開校日までに経理課へ提出し、追試験料 1 科目につき 1,500 円を納付しなければならない。

(再試験)

第 34 条 第 4 章に規定する定期試験の結果のほか、実習の成果、履修状況等を総合して、授業科目の評価が不合格見込みの者は、第 38 条に規定する受験資格に該当する場合、1 回に限って再試験を受験することができる。

(再試験の担当者、時間)

第 37 条 再試験は、授業科目担当教員が実施する。試験時間は総合理学療法学、総合作業療法学以外の科目は 60 分とする。総合理学療法学、総合作業療法学の試験時間は午前 170 分、午後 150 分の計 320 分とする。

(再試験の受験資格)

第 38 条 再試験を受験できる者は、当該学期において受験した定期試験数に対して再試験の受験をする授業科目数が 2 分の 1 以下である者とする。ただし、校長が特別の事情があると認めた者はこの限りではない。

(再試験の受験手続)

第 39 条 再試験の受験資格を有し、この受験を希望する者は、所定の再試験・再々試験・特別再試験受験願を試験実施の前開校日までに経理課へ提出し、再試験料 1 科目につき 1,500 円を納付しなければならない。

(特別再試験)

第 46 条 第 60 条第 4 項の規定により、進級認定会議において進級認定が保留となり仮進級認定措置となった者は、不合格科目について特別再試験を受験することができる。

(特別再試験の時期)

第 47 条 不合格科目の特別再試験は、進級認定会議の翌日から学年末までの期間内に実施するものとし、日時その他の連絡事項は本館 1 階の掲示板に掲出して発表する。

(特別再試験の担当者、時間)

第 48 条 特別再試験は、授業科目担当教員の意見を徴した上で、担任教員が 60 分をもって実施する。

(特別再試験の受験手続)

第 50 条 特別再試験の受験資格を有し、この受験を希望する者は、所定の再試験・再々試験・特別再試験受験願を試験実施の前開校日までに経理課へ提出し、特別再試験料 1 科目につき 1,500 円を納付しなければならない。